

日本史探究：明治時代に出された学制は、どのような人の育成を目指したのだろう？

() 年 () 組 () 番 名前 ()

問 1. あなたが考える、学校が大切な理由を教えてください。

資料 1 教育基本法

(教育の目的)

第一条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。



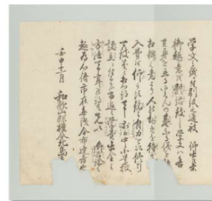
教育基本法

☆今回は、明治時代にうまれた学校教育の目的とその状況をみていきます。

今回のテーマ

資料 2 学制に関する和歌山県布達（太政官布告第 214 号（「被仰出書」）添付）

A 学制に関する和歌山県布達 B 太政官布告第 214 号（「被仰出書」）



(和歌山県立文書館所蔵 北一夫氏旧蔵北家文

書 整理番号 ケ-12 「①〔学問奨励の布告〕、

②〔学問奨励に関する県布達〕」)

<https://www.lib.wakayama-c.ed.jp/monjo/archive/kyouiku/gakusei/index.html>



A 学制に関する和歌山県布達の意訳

B 太政官布告第 214 号（「被仰出書」）の翻刻

壬申(明治五)年十一月
和歌山県権令 北島秀朝

学問のことに就いては、別紙(被仰出書)のとおり命じられたことの趣意を受け、とめ、学問は各々が立身出世するための基礎であることによく理解し、人からの勧めを待たず、(官に)金銭的援助を求めず、各々自分の力で修行すべきものと心得よう。

近いうちに、中学校及び小学校の設立について、費用の負担方法を通知するが、まずは御告諭(被仰出書)の趣旨を心得るよう、市中・在方に漏れなく布達するものである。

人々自ら其身ヲ立テ、其産ヲ治メ、其業を昌ニシテ、以テ其生ヲ遂ル所以ノモノハ、他ナシ、身ヲ修メ智ヲ開キオ芸ヲ長ズルニヨルナリ。而テ其身ヲ修メ智ヲ開キオ芸ヲ長ズルハ学ニアレザレバ能ハズ。是学校ノ設アル所以ニシテ、人々能ク其才ノアル所ニ応ジ勉勵シテ之ニ従事シ、而シテ後初テ生ヲ治メ産ヲ興シ業ヲ昌ニスルヲ得ベシ。サレバ学問ハ身ヲ立ノ財本共云ベキ者ニシテ、人タルモノ誰カ学バズシテ可ナランヤ。・・・自今以後、一般ノ人民華土族卒農工商及婦女子必ズ邑ニ不学ノ戸ナク、家ニ不学ノ人ナカラシメン事ヲ期ス。人ノ父兄タル者宜シク此意ヲ体認シ、其育ノ情ヲ厚クシ、其子弟ヲシテ必ズ学ニ従事セシメザルベカラザルモノナリ。高上ノ学ハ、其人ノ材能ニ任スト雖ドモ、幼童ノ子弟ハ男女ノ別ニ至テナク小学ニ従事セシメザルモノハ、其父兄ノ越度タルベキ事。

問 2. 資料 2 の A、B は、それぞれどの機関が出したものでしょうか。

A	B
---	---

問 3. 資料 2 の A、B のなかで、学問に関する説明が記されているところに線を引きましょう。

問 4. 学制では、誰が学ぶべきとされていますか。資料 2 や解説シート、教科書等を参考に答えましょう。

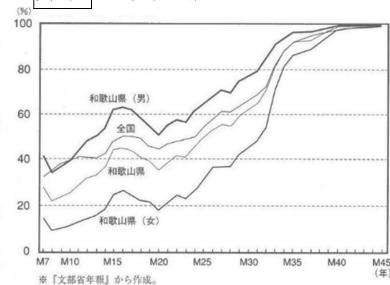
問 5. 学制は、どの国の学校制度を参考にしていたのでしょうか。教科書等を参考に答えましょう。

問 6. 政府が、明治初期に学制を公布して学校教育制度をつくった目的は何でしょうか。解説シート、教科書等を参考に答えましょう。

問 7. 資料 3 からわかることをできる限り、記しましょう。

また、その理由についても考えてみましょう。

資料 3 就学率の推移



出典：『和歌山県教育史』 第 1 巻 通史編 I、p. 174

問 8. 解説シートを参考に、学制が出されたことによって和歌山ではどのようなことが起きたのか記しましょう。

問 9. 解説シートや教科書等を参考に、学制のもとの学校教育の問題点とそれに対する改善への取り組みを記しましょう。

問題点	取り組み

問 10. 学制が出されたときと比較して、明治時代後期の学校教育はどのように変化しましたか。教科書等を参考に答えましょう。

今回の問い：明治初期の学校教育と現代の学校教育の同じところと違うところは何でしょうか。

今回学んだことをもとに考えましょう。

同じところ	違うところ